

令和 7 年度 鹿児島市特定保健指導について



請求担当・保健指導者の方へ
回覧をお願いします

★ 実施手順 ★

※国保被保険者であるかの確認を毎回必ずお願いします。

資格確認をせずに実施し、国保の資格が喪失になっていた場合、委託料をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※令和 7 年度中に 75 歳になる方は、保健指導の対象から外れますのでご注意ください。

① 健診終了後、自院で保健指導の階層化をおこない、できる限り特定健診結果説明時に初回面接を実施する。

※動機付け支援該当の方については、「初回面接による支援のみの原則 1 回」と評価で OK です。（評価は、電話やメールで可。不通の場合も、確認した回数を記載すれば終了としてよい。）

※積極的支援の方については、令和 6 年度健診分より、早期介入評価として、健診当日の面接であれば 20 ポイント、1 週間以内であれば 10 ポイント付与されます。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク			④喫煙*	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当					
上記以外で BMI≥25kg/m ²	3つ該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当					
	1つ該当					

(注) 喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

* 質問票において「以前は吸っていたが最近 1 ヶ月は吸っていない」場合は、「喫煙なし」として扱う。

保健指導実施者：医師・保健師・管理栄養士

厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」より

○ 検査結果及び質問票より追加リスクをカウントする。

- ① 血圧高値 a 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は
b 拡張期血圧 85mmHg 以上
② 脂質異常¹⁾ a 空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上 又は
(やむを得ない場合は随時中性脂肪 175mg/dl 以上)
b HDL コレステロール 40mg/dl 未満

- ③ 血糖高値¹⁾ a 空腹時血糖 (やむを得ない場合は随時血糖)
100mg/dl 以上 又は
b HbA1c (NGSP) 5.6% 以上

④ 質問票 喫煙あり

⑤ 質問票 ①、②又は③の治療に係る薬剤を服用している

○ ①～③はメタボリックシンドロームの判定項目、④はそのほかの関連リスクとし、④喫煙については①から③までのリスクが一つ以上の場合にのみカウントする。

○ ⑤に該当する者は特定保健指導の対象にならない。

② 国民健康保険課から利用券等の発行をしないので、特定健診の受診券番号（11 桁）の上 3 桁を変更したものを利用券番号として使用する。（特定健診受診券番号は、R6. 12. 2 以降に紙の保険証廃止に伴い発行されている、特定健康診査受診券に記載してあります。）

受診券番号	⇒	利用券番号
251○○○○○○○○	積極的支援	: 252○○○○○○○○
	動機づけ支援	: 253○○○○○○○○
健診日当日に初回面接を実施した場合の 受診券番号※	⇒	利用券番号
255○○○○○○○○	積極的支援	: 255○○○○○○○○
	動機づけ支援	: 255○○○○○○○○
※健診日当日に初回面接分割実施をして、特定健診請求時の請求データの項目コード 9N807000000000011 に「健診当日に初回面接実施」を入力した場合は、特定健康診査受診券に記載のある特定健診受診券番号 11 桁の上 3 桁を 255 にしたものを、特定健診受診券番号として健診の請求をあげてください。		
項目コードに入力しない場合は、251○○○○○○○○で請求をあげてください		
項目コード 9N807000000000011 については、「情報を入手した場合に限り、医療保険者に報告する項目」となっているため、必須項目ではありません。		
特定健診受診券番号が 255 から始まるものにした際は、特定保健指導利用券の番号につきましても、255 から始まるものにして請求をあげてください。		

- ③ 初回面接後、ただちに国民健康保険課保健事業係(099-808-7505)へ初回面接実施者の名簿を送付または、電話にて特定保健指導開始の旨を連絡する。(国保から特定保健指導の案内を送付しないようにするために必要です。)

※連絡していただきたい項目

特定健診の受診券番号、被保険者記号・番号、利用券番号、氏名、生年月日、健診実施日、初回面接日、初回面接分割実施の有無

※本市国保では、特定保健指導の対象の方に、特定保健指導の案内文書を送付しています。

(県民総合保健センター、ヘルスサポートセンター、厚生連病院での健診受診者を除く。)

実施時期：鹿児島市に国保連合会より健診データが届いた月

実施方法：直営の特定保健指導の案内。地域の保健センター等からの訪問支援

※本市国保では、特定保健指導の対象だが未利用の場合、郵送文書による再勧奨を実施しています。

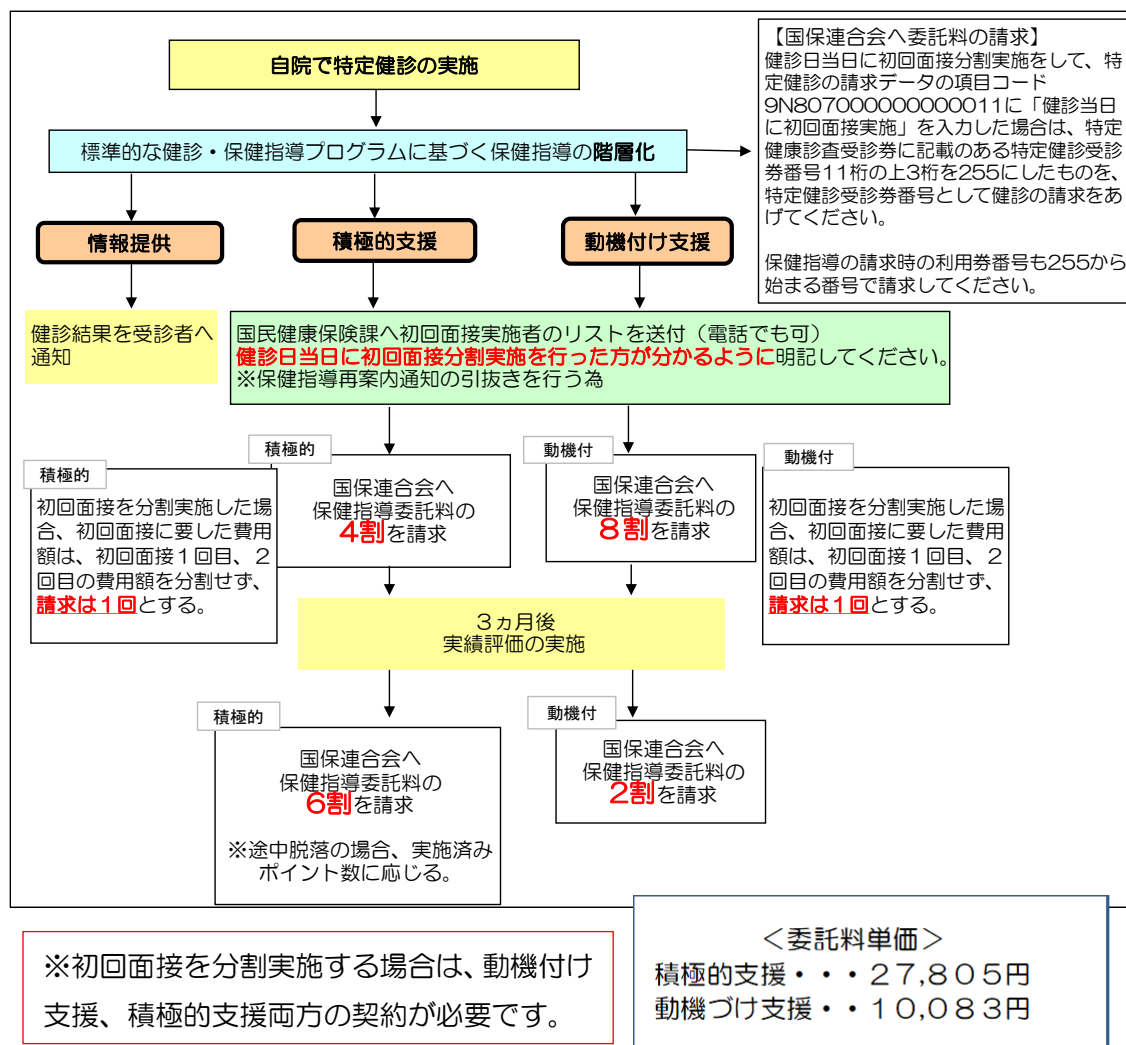
実施時期：鹿児島市に健診データが届いてから3か月後

実施方法：直営の特定保健指導の案内。地域の保健センター等からの訪問支援

- ④ 評価終了後、特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、国保連合会を通じて提出する。

※必要時、指導過程における各種記録類の提出を求めることがあります。

★特定保健指導実施のフローチャート



※ 厚生労働省作成の「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく保健指導を行ってください。

《厚生労働省ホームページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>

